

目 次

告 示	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 2 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、胎内市事務所の項に係る変更については平成 26 年 2 月 1 日から実施した。

平成 26 年 2 月 17 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表胎内市事務所の項中

「		中条町農業協同組合	本店	
		黒川村農業協同組合	本所	」
を				
「		胎内市農業協同組合	本店	
		〃	黒川出張所	」

に改める。